

議 事 日 程

令和6年4月30日（火曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

専第2号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第11号）

専第3号 令和5年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

専第4号 令和5年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）

専第5号 令和5年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

専第6号 令和5年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第5号）

専第7号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第5号）

日程第4 議案第30号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

日程第5 議案第31号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第1号）

（追加日程）

日程第6 議長辞職の件

日程第7 議長の選挙

日程第8 副議長辞職の件

日程第9 副議長の選挙

日程第10 常任委員会委員の選任の件

日程第11 議会運営委員会委員の選任の件

日程第12 同意第7号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

出席議員（7名）

1番 安江真治

2番 安保泰男

3番 安江健二

4番 今井美和

5番 今井美道

6番 桂川一喜

7番 樋口春市

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今井俊郎

副 村 長 桂川憲生

総務課長 河田孝

村民課長 安江透雄

村民課課長 安江由次

産業振興課長 伊藤秀人

地域振興課長	今井信和	建設環境課長	有田尚樹
教育課長	村雲修	教育課課長	渡辺泰司
保健福祉課長	安江修治	保健福祉課課長	桂川のぞみ
診療所事務局長	安江輝彦	会計管理者	安江真紀子

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	今井恭兵
-------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（今井美道君）

ただいまから令和6年第2回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井美道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、2番 安保泰男君、3番 安江健二君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（今井美道君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

◎承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第2号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第11号）から専第7号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第5号）までの6件を専決処分関連により一括して議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求め。令和6年4月30日提出、東白川村長。

記1. 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第11号）（別紙）。2. 令和5年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（別紙）。3. 令和5年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）（別紙）。4. 令和5年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

(別紙)。5. 令和5年度東白川村簡易水道事業会計補正予算(第5号)(別紙)。6. 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算(第5号)(別紙)。

1枚はねてください。

専第2号 令和5年度東白川村一般会計補正予算(第11号)。令和5年度東白川村一般会計補正予算(第11号)は、次のとおり定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,754万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億149万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和6年3月29日、東白川村長。

2ページからの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただき、7ページ、第2表 繰越明許費から説明させていただきます。

第2表 繰越明許費。

3款1項、事業名、【重点支援】低所得世帯支援給付金事業、金額75万円。

同じく3款1項、事業名、【重点支援】低所得世帯支援給付金事業(均等割のみ課税世帯)、金額579万円でございます。以上でございます。

次のページを御覧ください。

第3表 地方債、地方債補正。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と変更後は同じでございますので、省略をさせていただき、変更点のみ説明をいたします。

起債の目的、公共事業等、変更前限度額2,600万円を変更後限度額1,880万円に720万円引き下げます。

次に、起債の目的、過疎対策事業、変更前限度額1億790万円を変更後限度額9,850万円に940万円引き下げます。

次に、起債の目的、過疎対策事業(ソフト)、変更前限度額3,860万円を変更後限度額3,900万円に40万円引き上げます。以上でございます。

次に、10ページからの事項別明細書の説明を省略させていただき、13ページ、歳入をお願いします。

2. 歳入。

2款1項1目地方揮発油譲与税、補正額20万5,000円の追加。確定によるものでございます。

2款2項1目自動車重量譲与税、補正額172万8,000円の追加。これも確定によるものでございます。

3款1項1目利子割交付金、補正額3万2,000円の減額。確定によるものでございます。

4款1項1目配当割交付金、補正額66万4,000円の追加。確定によるものでございます。
次のページを御覧ください。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、補正額114万1,000円の追加。確定によるものでございます。

6款1項1目地方消費税交付金、補正額1,004万9,000円の追加。説明欄を御覧ください。地方消費税交付金につきましては、いずれも確定によるものでございますが、215万円の追加、社会保障財源交付金につきましては789万9,000円の追加でございます。社会保障財源交付金につきましては、充当先の再配分を行っております。

7款1項1目環境性能割交付金ですが、137万7,000円の追加。確定によるものでございます。

2目の旧法による自動車取得税交付金でございますが、3万2,000円の追加でございます。これにつきましては前の税制によるもので、令和2年度分の精算となります。

8款1項1目地方特例交付金でございますが、補正額15万8,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。個人住民税減収補填特例交付金の確定によるものでございます。

次に、9款1項1目法人事業税交付金ですが、補正額449万円の追加でございます。確定によるものでございます。

10款1項1目地方交付税でございますが、補正額4,464万6,000円の追加でございます。これにつきましては、普通交付税につきましては3月補正で補正をしておりますし、今回は特別交付税ということで、3末の確定によるものでございます。前年比で1,200万円ほどの増額というふうになってございます。

次に、11款1項6目農林水産業費分担金でございますが、補正額3万6,000円の減額でございます。農用地等修繕工事分担金の精算に基づく減額でございます。

次のページを御覧ください。

11款2項2目総務費負担金でございますが、補正額5万円の減額でございます。説明欄を御覧ください。CATVインターネット加入者負担金で、これは5人で、確定によるものでございます。5万円の減額でございます。

民生費負担金につきましては、48万1,000円の減額でございます。老人ホーム入所者負担金でございますが、お二人の方がお亡くなりになられて、9人から7人になったということで減額でございます。

12款1項2目総務費使用料でございますが、補正額10万6,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。いずれも確定によるものでございますが、CATV使用料（一般加入分）は14万円の減額、インターネット利用料16万2,000円の減額、CATV使用料の滞納繰越分につきましては12万2,000円の追加、インターネット利用料の滞納繰越分につきましては7万4,000円の追加でございます。

6目の農林水産業費使用料63万7,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。ウッドハ

イム神付住宅の使用料が56万8,000円の減額、同じく共益費が6万9,000円の減額で確定によるもの
でございます。

7目の商工費使用料ですが、5,000円の追加でございます。エコトピア住宅使用料の滞納繰越分
の入金によるものでございます。

8目の土木費使用料ですが、9万6,000円の追加でございます。道路橋梁費使用料でございま
すが、道路占用使用料が2万3,000円の追加でございます。それから住宅費の使用料でございま
すが、特定賃貸住宅使用料（曲坂・フラットハイム）、これは確定によるもので2万2,000円の追加、村
営住宅使用料は3万9,000円の追加、共益費が8,000円の追加、定住促進住宅使用料4,000円の追加
でございます。

10目の教育費使用料でございますが、2万6,000円の減額でございます。学校開放施設使用料、
確定による減額でございます。

12款2項4目衛生費手数料でございますが、補正額30万8,000円の減額でございます。説明欄を
御覧ください。決算見込みによるものでございます。可燃ごみ袋代25万円の減額、不燃ごみ袋代3
万6,000円の減額、粗大ごみシール代2万円の減額、廃油回収容器貸出手数料は2,000円の減額で
ございます。

8目土木費手数料でございますが、3,000円の減額でございます。屋外広告物の許可申請手数料
の確定によるものでございます。

13款1項4目衛生費国庫負担金でございます。補正額181万8,000円の減額でございます。説明欄
を御覧ください。新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の確定による減額でございま
す。

次に、13款2項2目総務費国庫補助金でございますが、補正額420万4,000円の追加でございます。
説明欄を御覧ください。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、充当の再配分とい
うことで415万4,000円の追加でございます。2節の戸籍住民基本台帳費補助金でございますが、個
人番号カード交付事務費補助金が交付決定によるものでございますが、5万円の追加でございます。

次に、3目の民生費国庫補助金でございます。補正額6万3,000円の減額。説明欄を御覧ください。
子ども・子育て支援交付金（子育て支援）でございますが、8万円の追加。出産・子育て応援
交付金は14万3,000円の減額、いずれも確定によるものでございます。

次に、8目土木費国庫補助金でございますが、1,209万6,000円の減額でございます。説明欄を御
覧ください。防災安全交付金が397万7,000円の減額、道路メンテナンス補助金246万7,000円の減額。
次ページを御覧ください。

交通安全対策（通学路緊急対策）補助金が565万2,000円の減額でございます。

13款3項3目民生費国庫委託金でございます。補正額41万2,000円の減額でございます。説明欄
を御覧ください。国民年金事務委託金が44万8,000円の減額、年金生活者支援給付金支給業務市町
村事務取扱交付金が3万6,000円の追加でございます。いずれも確定によるものでございます。

14款1項5目県移譲事務交付金でございます。補正額1万5,000円の減額。説明欄を御覧ください。

い。商工会の設立認可等移譲事務交付金が確定により減額でございます。

14款2項2目の総務費県補助金でございます。補正額が33万3,000円の減額でございます。空家等除去費支援事業費補助金でございます。これは実績ゼロということで、当初予算では1件つけておりましたが、減額でございます。

3目の民生費県補助金でございますが、5万6,000円の減額。子ども・子育て支援交付金（子育て支援）8万円の追加、次のページになりますが、出産・子育て応援交付金が3万6,000円の減額、第二子以降出産祝金支給事業補助金が10万円の減額でございます。

4目の衛生費県補助金でございます。18万円の減額でございます。岐阜県小児がんワクチン再接種費用補助金7万5,000円の減額、骨髄移植ドナー等助成事業費補助金10万5,000円の減額、いずれも該当者がなく、減額となるものでございます。

6目農林水産業費県補助金ですが、169万円の減額でございます。地産地消事業補助金が5,000円の減額、県単農業施設整備補助金が39万8,000円の減額、いずれも確定によるものでございます。次に、2節の林業費補助金でございます。野生鳥獣被害防止助成金が3万3,000円の減額、森林整備地域活動支援交付補助金77万円の減額、県単治山整備事業補助金が29万5,000円の減額、森林病虫害等防除補助事業補助金が1,000円の追加、野生鳥獣保護管理推進事業補助金が24万円の減額、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金が2万8,000円の追加、岐阜県地域森林監理士活用事業補助金が2万2,000円の追加でございます。

次に、7目商工費県補助金でございます。35万7,000円の減額でございます。地域おこし協力隊定住促進補助金4万3,000円の追加、清流の国ぎふ移住支援補助金が40万円の減額、いずれも確定によるものでございます。

10目の教育費県補助金ですが、2万2,000円の減額。放課後子ども教室推進事業補助金の確定によるものでございます。

15款2項1目生産物売払収入、補正額11万7,000円の追加。村有林生産材売払収入の確定によるものでございます。

次のページを御覧ください。

16款1項2目指定寄附金ですが、補正額784万円の追加でございます。ふるさと思いやり基金の指定寄附金の確定によるものでございます。これにつきましては、ふるさと納税の2月分、3月分、2,130件分ということでございます。ふるさと納税につきましては、年間で5,750万8,000円ということございました。

17款1項18目森林環境譲与税基金繰入金でございます。補正額2,000円の追加。確定によるものでございます。

18款1項1目繰越金でございますが、2,750万4,000円の追加でございます。前年度繰越金で収支のバランスを取るものでございます。

次に、19款4項4目雑入でございますが、全部で24件ございまして、確定による増減でございます。ここにつきましては割愛させていただきます。

次に、20款1項2目、村債の総務債でございます。補正額290万円の減額でございます。説明欄を御覧ください。FM告知放送整備更新事業でございます。

次に、民生債につきましては40万円の追加。こども等医療費の追加でございます。

衛生債につきましては20万円の減額。簡易水道事業の減額でございます。

農林水産業債につきましては100万円の減額でございます。中山間地域総合整備事業でございます。

それから、8目の土木債につきましては1,180万円の減額でございますが、このうち過疎対策事業債につきましては480万円の減額で、その詳細につきましては村道舗装修繕工事（前山線）の30万円の追加、待避所設置工事（栃山地内）でございますが、510万円の減額でございます。公共事業等債につきましては700万円の減額でございます。防災安全交付金事業190万円の減額、道路メンテナンス補助事業260万円の減額、交通安全対策（通学路緊急対策）補助事業が250万円の減額でございます。

10目教育債につきましては、50万円の減額でございます。中学校の屋内運動場整備事業の終了によるものでございます。いずれも事業確定による減額でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、3. 歳出でございます。

1款1項1目議会費でございます。補正額38万3,000円の減額でございます。議会運営費につきましては34万8,000円の減額でございます。旅費の23万7,000円の減、負担金につきましては全国市町村国際文化研修所負担金が11万1,000円の減額でございますが、これは滋賀県にあります研修センターの研修に参加しなかったということの減額でございます。議会事務局費でございますが、3万5,000円の減額、全て人件費の減額でございます。確定によるものです。

2款1項1目一般管理費、補正額431万6,000円の追加でございます。報酬から次のページの共済費までは人件費の確定によるものでございますし、旅費につきましては、特別職の旅費ということで12万円の減額でございます。工事請負費につきましては、3月中に行いました役場庁舎の合併浄化槽修繕工事、役場別館3階のトイレ改修工事、いずれも確定により28万5,000円の減額でございます。積立金は、先ほど歳入でも説明いたしましたけれども、2月分、3月分のふるさと納税の積立てで、ふるさと思いやり基金積立金が784万円の追加でございます。次に、自治会等運営支援事業でございますが、10万円の減額。これにつきましては補助金で、公の施設等修繕補助金、要望がなかったということによる減額でございます。

次に、3目の財政管理費でございますが、1億4,970万円の追加でございます。これにつきましては、財政管理費一般で財政調整基金積立金への積み戻しによるものでございます。

次に、5目の財産管理費でございます。88万2,000円の減額でございます。庁用車管理費でございますが、役務費、タイヤ交換手数料が10万円の減額、その次の使用料でございますが、G-BOOK利用料となっておりますが、これはトヨタのクラウンのシステムでございますが、6,000円の減額でございます。いずれも確定によるものでございます。次に、行政情報化推進費でございます

が、使用料及び賃借料のところ、電子コピーの使用料は20万円の減額、不用額を減額するものでございます。備品購入費、パソコンでございしますが、パソコンの購入、予定の75台全て購入いたしまして、不用額として28万5,000円を減額するものでございます。次に、総合行政情報システム運営費でございしますが、申請管理システムの使用料の確定により29万1,000円の減額でございします。

6目企画費でございしますが、110万円の減額でございします。企画費一般のほうで、委託料の特定空家調査委託料10万円の減額、補助金で老朽危険空き家等解体支援事業補助金が100万円の減額ということで、いずれも実績がなく減額をするものでございします。

次に、10目地域情報化事業費でございします。465万1,000円の減額でございします。説明欄を御覧ください。CATV番組等制作運営費が132万5,000円の減額でございします。修繕料の備品修繕料につきましては不用額を減額するものでございします。CATV自主放送設備更新工事につきましては121万円の減額でございします。確定によるものでございします。CATV機器管理運営費でございしますが、332万6,000円の減額でございします。使用料及び賃借料のところ、電柱共架料が40万円の減額、それから工事のほうはCATV・FM告知放送システムの更新工事が292万6,000円の減額、いずれも確定によるものでございします。

次に、13目の新型コロナウイルス感染症対策事業でございします。【新型コロナ】プレミアム商品券発行事業につきましては、需用費で印刷製本費が33万4,000円の減額でございします。

次のページを御覧ください。

中身でございしますけれども、引換券の印刷費が15万8,000円、引換券用封筒印刷費が17万6,000円のそれぞれ減額でございします。続きまして、【新型コロナ】公の施設等省エネ化事業、その下の【重点支援】保・小・中・給食費支援事業につきましては財源補正でございします。その次の【重点支援】水道使用料支援事業につきましては11万8,000円の減額、確定によるものでございします。

その次に、2款2項2目の賦課徴収費でございします。補正額10万8,000円の減額でございします。説明欄を御覧ください。税務情報化推進費でございしますが、確定により地方税共通納税システム使用料10万8,000円の減額でございします。

次に、3項2目の住民情報処理費でございします。これにつきましては、個人番号カード交付事務補助金の確定による財源補正でございします。

次に、3款1項1目住民福祉費でございします。補正額44万円の減額でございします。まず国民年金事務費につきましては、国民年金事務委託金の確定による財源補正でございします。国民健康保険特別会計繰出金は44万円の減額でございします。これにつきましては、出産・育児一時金の減額補正による確定によるものでございします。次に後期高齢者医療費でございしますが、これは社会保障財源の交付金の充当による財源補正でございします。

その次に、3目の保健福祉費でございします。186万4,000円の減額でございします。これにつきましては、介護保険特別会計繰出金につきましては先ほどの社会保障財源、同じでございしますが、財源充当による財源補正ということでございします。その次に保健福祉費一般でございしますが、89万2,000円の減額、これは全て人件費の確定によるものでございします。障がい者福祉一般につきまし

ては、社会保障財源の充当による財源補正となります。障がい福祉サービス事業でございますが、87万2,000円の減額でございます。障害福祉サービス費、相談支援給付費につきましてはそれぞれ確定見込みによるものでございますし、自立支援医療費（育成医療）につきましては、対象者がなく減額するものでございます。日常生活用具給付費につきましては確定によるものでございます。償還金、利子及び割引料でございますが、過年度障害者自立支援給付費等、県の負担金の返還金、その下の医療費の国庫の負担金の返還金、いずれも令和4年の精算分でございます。

次のページを御覧ください。

過年度障害者自立支援給付費国庫負担金、これにつきましても先ほどと同様で、精算金の返還でございます。その次に福祉生活支援事業でございますが、福祉生活支援ごみ袋代の確定によるものでございます。数といたしましては、大が132セット、小が37セットで確定ということで10万円の減額でございます。

4目老人福祉費でございますが、908万3,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。高齢者等外出支援事業でございますが、上は全て人件費の確定によるものでございますし、需用費の燃料費でございますが、庁用車の燃料費ということで40万円の減額をするものでございます。その下、老人ホーム入所措置事業でございますが、これは入所者が9人から7人になられて、2人減られたということで措置費負担金、扶助費でございますけれども、88万7,000円の減額でございます。それから介護予防・地域支え合い（軽度生活援助）でございますが、これにつきましては社協にホームヘルパーの派遣委託料を支払うものでございますが、確定により8万5,000円の減額でございます。次に、介護予防・地域支え合い（生きがい対応デイサービス）でございますけれども、これは村単デイサービスの事業でございますが、これも確定により52万6,000円の減額でございます。それから、その下の生活援助員設置事業につきましては、社会保障財源の充当による財源補正でございます。地域包括支援センター運営事業につきましては194万円の減額でございます。ここは人件費の減額となります。その下の神土交流サロンから五加交流サロンまでは、全て社会保障財源の充当による財源補正となっております。その下の【新型コロナ】低所得世帯支援給付金事業でございますが、これにつきましては国庫支出金の確定による財源補正でございます。これは、新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金の確定によるものでございます。その下の【重点支援】低所得世帯支援給付金事業でございますが、補助金のところで低所得世帯支援給付金が336万円の減額でございます。これにつきましては確定による減額となっております。その下の【重点支援】低所得世帯支援給付金事業（均等割のみ課税世帯）でございますが、これにつきましても財源の確定による財源補正となります。

3款2項1目児童福祉総務費でございます。補正額147万8,000円の減額でございます。最初に、説明欄の最初の児童手当交付事業でございますが、これも社会保障財源の充当による財源補正でございます。その下の子育て支援総合推進事業でございますが、95万円の減額でございます。報償費につきましては、安全管理員の謝礼ということで10万円の減額。委託料でございますが、学童保育事業支援員の委託料40万円の減額、これは祝日等の利用も予定をしておりましたけれども、なかっ

たということの減額でございます。出産・子育て応援ギフトサイト業務委託料でございますが、これは現金給付からクーポンに替えるものでございますが、10万円の追加でございます。その次に補助金でございます。高校生通学支援補助金が25万円の減額、地域定住促進奨学金等返済支援補助金が10万円の減額、出産・子育て応援給付金が20万円の減額、いずれも確定によるものでございます。その次のページでございます。

子育て支援室運営事業でございますが、これは確定による人件費の減額でございます。

その次に、2目認可保育所費でございます。435万円の減額でございます。みつば保育園運営費435万円の減額になりますが、全て上は人件費でございまして、その下の委託料、保育園給食業務委託料190万円の減額でございます。

次に、4款1項1目保健衛生総務費でございますが、補正額は129万6,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。保健衛生総務費一般でございますが、ここは確定による人件費の補正でございます。

次に、2目の予防費でございます。217万8,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。予防接種事業でございますが、15万円の減額です。補助金で小児がん患者等ワクチン再接種費用助成金が、これは該当なく減額するものでございます。その下のがん検診でございますが、21万円の減額でございます。ここも補助金で、骨髄移植ドナー等助成金でございますが、提供者、本人も、事業所もなかったために該当者なしで減額するものでございます。その次に健康増進事業でございますが、これにつきましては社会保障財源の充当による財源補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございます。負担金でワクチン接種費用負担金が181万8,000円の減額でございます。これにつきましては交付決定による接種費用の減ということで、当初は時間外、地域外の方の分も予算化をしておりましたが、それを切るものでございます。

4目保健福祉センター費でございますが、60万円の減額でございます。需用費で電気使用料が60万円の減額でございます。

その次に、5目の環境対策費でございますが、185万8,000円の減額でございます。これにつきましては、簡易水道特別会計補助金（運営費分）ですが、減額をするものでございます。

次に、6目廃棄物対策費でございますが、これにつきましては一般廃棄物対策事業で、先ほど手数料と雑入で29万2,000円の特定財源を減額するものによる財源補正となっております。

6款1項2目の農業総務費でございますが、61万5,000円の減額でございます。農業総務費で、上は人件費の減額と、それから決算見込みにより郵便料を減額するものでございます。

次に、農業振興費ですが、457万5,000円の減額でございます。農業振興費各種補助金につきましては32万円の減額、確定によるものでございますが、まず野猪防護柵の設置補助金が31万1,000円の減額、これにつきましては予算22件を見ておりましたけれども、実績は19ということでございます。地産地消事業の補助金は9,000円の減額でございます。茶業振興対策事業につきましては134万1,000円の減額でございます。

次のページを御覧いただきますと、補助金のところでございますが、茶品質向上対策補助金につ

きましては20万3,000円の減額、茶販売拡大支援事業補助金は113万8,000円の減額、いずれも確定によるものでございます。その下の持続可能なネットワーク事業でございますが、これはフレッシュ便に係るものでございますけど、30万5,000円の減額でございます。確定によるものでございます。集落支援機構運営事業でございます。ここにつきましては、人件費ということで199万1,000円の減額でございます。その次に、化学肥料低減定着対策事業でございますが、61万8,000円の減額補助金でございますが、化学肥料低減定着対策補助金（国庫分）が29万7,000円の減、同じく村単分が32万1,000円の減、全て確定によるものでございます。

7目の農地費でございます。303万3,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。農地総務費でございます。工事請負費で農業用施設の小規模修繕等単価契約工事は、確定により113万8,000円の減額、県単ため池防災対策工事は88万6,000円の減額でございます。負担金のほうで、県営中山間地域総合整備事業でございますが、整備事業の負担金でございますが、ここも100万9,000円の減額でございます。

次のページを御覧ください。

2項1目林業総務費でございます。補正額60万5,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。林業総務費の人件費に係る減額と旅費の不用額の減額ということでございます。

次に、2目の林業振興費でございますが、1,039万1,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。一般林業振興費につきましては、森林環境譲与税基金の繰入れによる財源充当による財源補正でございます。同じく、F S C森林認証管理事業も同じでございます。その下の有害鳥獣捕獲事業でございますが、有害鳥獣捕獲報償金を確定により103万3,000円減額するものでございます。森林整備地域活動支援交付金事業でございますが、これにつきましても補助金の森林整備地域活動支援交付補助金が確定により102万8,000円の減額でございます。それから、その下の村有林管理事業から自伐林家型地域森林整備事業まで、ここは全て森林環境譲与税の基金繰入れによる財源補正でございます。その下の林地台帳整備事業でございますが、森林管理システム保守委託料の確定により11万円の減額でございます。林業活性化担い手育成事業でございますが、822万円の減額でございます。補助金で林業活性化担い手育成補助金の確定によるものでございます。ここの特定財源のその他でございますけれども、ウッドハイクの使用料とか共益費等がこれに含まれております。

その次のページでございますが、3目の林道総務費でございますが、これにつきましても県補助金の確定による財源補正となっております。

7款1項1目商工振興費でございますが、商工振興費一般につきましては、県費の確定による減額とエコトピア使用料の5,000円をその他財源で財源補正でございます。

地域づくり推進費でございますが、909万2,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。東白川つながるナビ事業でございますが、100万円の減額でございます。補助金で空き家対策事業補助金が50万円の減額、定住促進補助金30万円の追加、清流の国ぎふ移住支援事業補助金が、これは実績がなく80万円の減額でございます。次に、イベント支援事業でございますが、事業確定に伴う財源補正でございます。その他財源の20万円の減ですが、これにつきましてはとうしんの協力基

金でございます。地域産業活性化対策事業でございますが、64万円の減額でございます。報償費のところでは、つちのこメンバーズカード商品券のポイント還元が、事業確定により29万円の減額でございます。補助金のほうにつきましては、雇用促進奨励金は20万円の減額、ECモールの出店業者の支援補助金は15万円の減額でございます。いずれも確定によるものでございます。フォレストスタイル事業でございますが、235万3,000円の減額でございます。報償費では、記念品等が180万6,000円の減額、需用費でございますが、9万6,000円の減額でございます。詳細につきましては、食糧費の減となっております。役務費でございますが、写真撮影手数料31万9,000円の減額、委託料はウェブサイト管理委託料13万2,000円の減額でございます。令和5年度につきましては、12棟ということになりました。それから地域おこし協力隊事業でございますが、ここは人件費が8万9,000円の減額でございますし、補助金のところで地域おこし協力隊の活動補助金183万5,000円の減額、確定によるものでございます。次に、地域おこし協力隊定住促進事業でございますが、これは県の補助金の確定による財源補正となっております。NPO法人活動事業でございますけれども、これも補助金で、NPO法人活動補助金（つちのこ村）となっておりますが、事業確定に伴う減額、317万5,000円の減額でございます。

8款1項1目土木総務費でございます。91万7,000円の減額でございます。土木総務費一般で、確定により76万4,000円の減額でございますが、ここは人件費の減額と、負担金のところで各種研修会参加負担金28万8,000円の減額でございます。その下の公共施設等自主修繕支援事業でございますが、15万3,000円の減額でございます。これにつきましては補助金の確定による減でございます。

2項1目の道路橋梁維持費でございますが、補正額2,266万2,000円の減額でございます。道路橋梁維持事業の事業確定による減額でございます。委託料では、村道日照木等除去委託料56万2,000円の減額、村道除雪等業務委託料は94万7,000円の減額、五加地内落石対策測量設計業務委託料51万2,000円の減額でございます。工事請負費でございますが、村道維持修繕工事22万3,000円の減額、待避所設置工事（栃山地内）は479万円の減額、この減額が大きいわけでございますが、当初道路仕様で設計をしておりましてけれども、待避所仕様に変更したことによる減額でございます。原材料費につきましては、道路維持管理用原材料費が56万1,000円の減額でございます。その次に負担金でございますが、106万8,000円の減額でございます。

次のページを御覧ください。

県道改良・舗装・橋梁整備事業負担金の減額でございます。90万9,000円の減額でございます。黒川東白川線の照明器具の電気代の負担金が15万9,000円、確定による減額でございます。次に、道の駅管理費でございますが、これも精算によるものでございますが、電気使用料が42万9,000円の減額、修繕料、施設修繕料ですが、20万円の減額でございます。次に、防災安全交付金事業でございますが、村道沢尻線路面修繕工事、確定により598万2,000円の減額でございます。次に、道路メンテナンス補助事業でございますけれども、委託料では橋梁点検委託料が14万5,000円の減額、工事請負費、神矢橋支承補修工事が11万6,000円の減額、いずれも事業の確定によるものでござい

ます。交通安全対策（通学路緊急対策）事業ですが、712万7,000円の減額でございます。工事請負費では木屋下線の道路改良工事（3期）分でございますが、598万8,000円の減額。補修補填及び賠償金でございますが、木屋下線の道路改良工事に係る水道管の支障移転補償費でございます。113万9,000円の減額でございます。

次に、3項1目の住宅管理費でございますが、これにつきましてはその他財源、特定財源のところに7万3,000円入っておりますけれども、使用料と共益費の充当による財源補正となっております。

次に、4項1目河川砂防費でございますが、44万8,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。河川維持修繕工事の確定による減額でございます。

9款1項1目非常備消防費でございますが、5,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。負担金で、岐阜県救急・災害医療情報システム運営費市町村負担金の確定による5,000円の減額でございます。

2目の消防施設費でございますが、20万円の減額でございます。消防施設管理費でございますが、ポンプの修理代を予算化しておりましたけれども、修理がなく20万円の減額でございます。

次のページを御覧ください。

10款1項2目の教育総務費の事務局費でございます。補正額62万6,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。教育委員会事務局費で62万6,000円の追加となりますが、上の段、職員手当等と共済費につきましては人件費の確定によるもの、旅費につきましては職員普通旅費の不用額の減額でございます。負担金で、食と文化の館の物価高騰対応負担金でございますが、116万2,000円の追加でございます。確定によるものでございます。

次に、10款2項1目学校管理費でございますが、55万3,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。小学校管理費一般となります。電気使用料が35万円の減額、エアコンファンコイル点検委託料、確定により20万3,000円の減額でございます。

2目の教育振興費でございます。196万6,000円の追加でございます。まず使用料及び賃借料のところでは、学習ドリルのアプリケーションライセンス料が確定により35万円の減額、それから備品購入費でございますが、指導用教材購入費、これは令和6年度分になりますが、231万6,000円の追加となります。

次に、3項1目、中学校費の学校管理費でございますが、補正額は369万9,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。中学校管理費一般で235万9,000円の減額。需用費では、校舎用燃料費、これは灯油代になりますけれども15万円の減額、電気使用料75万円の減額、それから使用料のほうでは大会出場バス借上料が10万9,000円の減額、コピー使用料は125万円の減額、備品購入費では、学校備品の購入費は10万円の減額でございます。中学校施設の営繕費でございます。134万円の減額でございます。これにつきましては、工事費で中学校の体育館の保守工事が99万円の減額と、すみません、飛びましたけれども、施設修繕料35万円の減額でございます。

2目の教育振興費でございますが、10万円の減額。中学校教育振興費一般で10万円の減額。

次のページを御覧ください。

需用費のところでも事務用消耗品となります。これが10万円の減額でございます。

次に、4項1目の社会教育総務費でございますが、補正額は12万9,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。社会教育総務費一般で12万9,000円の減額でございますが、負担金で委員、職員研修会の負担金、これは参加がなく12万9,000円の減額でございます。その下の文化財保護事業ですが、特定財源の減による財源補正となっております。その他財源の4,000円の減は、文化財冊子の売上代でございます。

次に、公民館費でございますけれども、95万6,000円の減額でございます。公民館総務費では、事業確定により11万6,000円の減額、講師の謝礼でございます。はなのき会館管理費では69万7,000円の減額、これは電気使用料の減額でございます。はなのき会館ホール事業は、映画上映会委託料が14万3,000円の減額、確定によるものでございます。

次に、5項1目の保健体育総務費でございますが、補正額22万3,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。保健体育総務費一般で12万3,000円の減額、東海四県スポーツ推進委員研究大会負担金が減額でございますが、これは参加人数が少なかったためでございます。生涯体育活動事業でございますが、10万円の減額、スポーツ教室の消耗品の確定による10万円の不用額の減額でございます。

2目の体育施設管理費でございますが、総合運動場管理費13万5,000円の減額、電気使用料の減額でございます。その下の学校開放施設の管理費につきましては、財源補正でございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（今井美道君）

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

専第3号 令和5年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。令和5年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,166万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,247万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和6年3月29日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額137万4,000円の減。説明欄を御覧ください。1節、2節、3節は現年課税分、4節、5節、6節は滞納繰越分をそれぞれ特別調整交付金の増額交付決定により、収支を調整するために減額するものです。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額984万6,000円の減。説明欄を御覧ください。医療給付

費分で普通交付金を1,100万円減、特別調整交付金（市町村分）を123万6,000円の増、特定健康診査等負担金も8万2,000円の減、いずれも交付決定により増額・減額するものです。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額44万円の減。説明欄を御覧ください。出産育児一時金の対象者確定のため、減額するものです。

9ページ、歳出をお願いします。

1款1項1目一般管理費、補正額24万2,000円の増。説明欄を御覧ください。手数料で国保連の審査支払手数料を増額するものです。

1款2項1目賦課徴収費、補正額24万2,000円の減。説明欄を御覧ください。委託料で情報センターの電算処理委託料を減額するものです。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額700万円の減。説明欄を御覧ください。負担金で、一般被保険者療養給付費の減少による減額の予算です。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額400万円の減。説明欄を御覧ください。負担金で、一般被保険者高額療養費の給付費の減少により減額するものです。

2款4項1目出産育児一時金、補正額66万円の減。説明欄を御覧ください。出産育児一時金の対象者確定により減額するものです。

5款2項1目特定健康診査等事業費、こちらは財源補正のみです。説明欄にある特定健康診査の県負担金の確定によるものです。以上です。

○議長（今井美道君）

診療所事務局長 安江輝彦君。

○診療所事務局長（安江輝彦君）

専第4号 令和5年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）。令和5年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ593万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,566万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和6年3月29日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正、5ページ、6ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

1款1項4目保健予防活動収益、補正額585万3,000円の減額。説明欄を御覧ください。予防接種受託料253万円の減、特定健診等受託料80万円の減、コロナワクチン接種受託料252万3,000円の減、いずれも受託料の確定によるものでございます。

次に、6款1項1目繰越金、補正額12万円の増。前年度繰越金でございますが、収支のバランスを取るものでございます。

次に、7款1項1目雑入、補正額20万6,000円の減額。説明欄を御覧いただき、職員等給食代とがん検診料、いずれも確定による減額です。

8ページをお願いします。

3. 歳出。

1款1項1目、総務費、一般管理費、補正額83万6,000円の減額。説明欄を御覧ください。総務一般管理事業、こちらで需用費70万4,000円の減と、そして光熱水費の電気使用料、それからガス使用料の減額でございます。委託料につきましては、除雪業務委託料ですが、13万2,000円の皆減、診療所駐車場の除雪がなかったものでございます。

次に、2款1項1目、医業費、一般管理費、補正額413万3,000円の減額。説明欄を御覧ください。医業一般管理事業で人件費でございます。報酬、会計年度任用職員報酬230万円の減、続いて職員手当等として期末手当、休日勤務手当の減、共済費では職員共済組合負担金の20万円の減でございます。いずれも確定によるものです。

同じく2目医療管理費、補正額57万4,000円減額。説明欄を御覧いただき、医療事業で需用費、診療材料費で21万円の減額、委託料で36万4,000円の減額。9ページへ行きまして説明欄ですが、1つ目は医事業務委託料で26万4,000円の減、こちらは医療事務の勤務形態の見直しによるものです。それから、医業用廃棄物処理委託料10万円の減につきましては確定によるものです。

続いて、3目の介護管理費、補正額39万6,000円減額。説明欄を御覧いただき、介護事業で使用料及び賃借料、寝具リース料ですが、事業費確定によるものです。

診療所特別会計については以上です。

○議長（今井美道君）

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

専第5号 令和5年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。令和5年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,639万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和6年3月29日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いします。

1款1項2目普通徴収保険料、補正額100万円。説明欄を御覧ください。普通徴収保険料の現年度分を増額するものです。

次のページをお願いします。

歳出で2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額100万円。説明欄を御覧ください。

負担金で広域連合負担金（保険料等）分を額の確定により増額するものです。以上です。

○議長（今井美道君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

専第6号 令和5年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条 令和5年度東白川村簡易水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度東白川村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款第1項営業収益を74万1,000円増額しまして4,052万3,000円に、第1款第2項営業外収益を197万6,000円減額しまして1億7,386万2,000円に、収入合計を2億1,438万5,000円とするものです。

続いて支出ですが、第2款第1項営業費用を123万5,000円減額しまして1億9,723万4,000円とし、支出合計を2億1,438万5,000円にするものです。

第3条 令和5年度東白川村簡易水道事業会計予算第4条本文括弧内「7,257万5,000円」を「7,215万6,000円」に「5,873万1,000円」を「5,831万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款第1項企業債を20万円減額し5,510万円に、第3款第5項補償金を477万6,000円減額し1,472万9,000円に、収入合計を2億512万5,000円とするものです。

続いて支出ですが、次のページを御覧ください。

第4款第1項建設改良費を539万5,000円減額し1億2,493万2,000円に、支出合計を2億7,728万1,000円とするものです。

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

簡易水道事業債の借入限度額を変更し、5,530万円を20万円減額補正し、5,510万円にするものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

第5条 予算第9条中「2億2,050万8,000円」を「2億1,853万2,000円」に改める。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和6年3月29日、東白川村長。

3ページの補正予算実施計画書から10ページの令和5年度東白川村簡易水道事業会計の予定貸借対照表までは参考資料になります。

12ページを御覧ください。

令和5年度簡易水道事業会計補正予算附属書類にて詳細の説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出、収入、1款1項1目1節水道使用料、補正額73万5,000円の増。確定による増額補正です。

1款1項3目2節手数料、補正額6,000円の増。給水工事の審査、検査、開栓及び再開栓手数料

です。

1款2項2目1節他会計補助金、補正額197万6,000円の減。一般会計補助金185万8,000円の減と水道使用料支援補助金11万8,000円の減になります。

続いて支出です。

2款1項1目15節委託料、補正額43万4,000円の減。簡易水道運転管理業務委託料が15万円の減、簡易水道ユーティリティ調達他業務委託料28万4,000円の減、ともに事業費確定によるものです。

2款1項2目36節工事請負費42万1,000円の減。水道施設小規模修繕単価契約工事の精算によるものでございます。

2款1項5目15節委託料11万円の減。公営企業アドバイザー契約の確定によるものです。

2款1項5目26節負担金27万円の減。水道技術管理者資格取得講習会負担金の減でございます。

続いて、次のページを御覧ください。

資本的収入及び支出、収入、3款1項1目1節企業債、補正額20万円の減。簡易水道事業債です。

3款5項1目1節補償金、補正額477万6,000円の減。県営基幹農道移転補償費ほかの事業費確定によるものでございます。

支出、4款1項4目15節委託料83万1,000円の減。大明神水系漏水対策配水管布設替設計委託料の確定によるもの。同じく36節工事請負費456万4,000円の減。県営基幹農道第2期布設替工事ほかの事業確定によるものでございます。

以上が簡易水道です。

次が、専第7号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第5号）。

第1条 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款第2項営業外収益を62万4,000円減額して2,112万9,000円に、収入合計を2,814万2,000円とするものです。

続いて、第2款第1項営業費用を62万4,000円減額しまして2,618万2,000円に、支出合計を2,814万2,000円とするものです。

第3条 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算第4条本文括弧内「588万1,000円」を「525万7,000円」に「418万円」を「355万6,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

第3款第5項補助金を62万4,000円増額し295万8,000円に、収入合計を295万8,000円とするものです。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和6年3月29日、東白川村長。

2ページからの実施計画書から8ページの貸借対照表までは参考資料になります。

10ページを御覧ください。

附属書類のほうにて説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入ですが、1款2項2目1節他会計補助金、補正額62万4,000円の減。

続いて支出、2款1項1目36節工事請負費14万1,000円の減。平東修繕工事の事業費確定によるものでございます。

2款1項2目11節光熱水費48万3,000円の減。電気使用料の確定によるものです。

次のページを御覧ください。

資本的収入及び支出、収入、3款5項3目1節他会計補助金62万4,000円の増。一般会計の補助金でございます。以上でございます。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計の41ページにあります教育振興費の小学校教育振興費一般のところにあります備品購入費の指導用教材購入費のところの費用なんですけれども、これは多分3月の定例会から、どうしても4月いっぱいには議会が開く時間というのが十分取れなかったということで専決処分されたものとは思われますけれども、他の専決処分とちょっと違ってございまして、元来でしたら補正できちんと対応していただく内容ではなかろうかと思っておりますので、残念ながらこのタイミングで、この専決をされることになった経緯、理由等を説明願えたらと思います。

○議長（今井美道君）

教育課長 村雲修君。

○教育課長（村雲 修君）

ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

備品購入費で予定しました指導用教材購入費231万6,000円につきましては、教師用のいわゆる教科書、それからデジタル教材等になります。教科書につきましては4年ごとに改正をされております。したがって、2024年、今年の4月から小学校で新たに適用される改訂された教科書、これに伴って教員用の指導書ということになります。

4年ごとということ、通常の年ではなかったこともありまして、本来きちんと確認しておれば、先ほど議員が言われたように補正対応で3月のところで計上するのが正しいところでしたが、こちらの確認が漏れており、今回専決処分とさせていただいたところでした。大変申し訳ないです。すみません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美道君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいまの説明は本当によく分かりましたし、ちょっと今の文言の中に、分かっていたら3月補正ではおっしゃられたんですけども、元来は補正でもなく、4年に1度というのは分かっていることなので、当初予算の中にしっかりと組み込まれるべきであろうということがまず1点と、それから現場におきましては、大体教職員というのは3年ごとに交代されるということで、やっぱり教職員の大体の3年任期を超したこういう長期の予算というのはかなり慎重にやらないといけないと思われるので、この点につきましては本来教員に任せるだけではなく、教育委員会のほう、長期にわたっての予算になりますので、ぜひともそういうところも考えていただきたいということも含めて、こういうことが二度と起こらないような今後の対策等がもしございましたら、お聞かせ願えたらと思います。

○議長（今井美道君）

教育課長 村雲修君。

○教育課長（村雲 修君）

全くおっしゃるとおりで申し訳ないところです。本来は当初予算として計上されておるべきでございました。既に納品のタイミングが3月末ということで、4月から使われる新しいいわゆる児童・生徒分につきましては国のほうで無償で配付されるものであって、今回先生方の分については、こういうふうで3月の納品ということでした。本来、この数字については総合計画で計上して、きちんと確認して予算計上に移していくという作業をしておりましたが、その部分でいわゆる失念しておりましたということなので、本当に申し訳ないことです。

ですが、今回のことも踏まえて、今度は中学校の改訂が2025年4月改訂ということでございます。多分これにつきましても、2025年の3月のぎりぎりのところで先生方の元に配付される形になってくると思います。よって、令和6年度の予算にも実は中学校の教科書指導書の部分の予算が組みまれておりませんので、年度内のまた予算調整も検討が必要になってくるということで御理解いただければと思っております。大変申し訳ありません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美道君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

先ほどの質問の中で、今後同じことが起きないための対策をもし現時点で分かっていたらお答え願いたいということで、再度同じ中身の質問になりますが、よろしくお願ひします。

○議長（今井美道君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

まずは、今回誠に不適切な専決処分となりましたことをおわび申し上げます。

今後の対策についてでございますけれども、本日、行財政特別改革プロジェクトチームなるもの

を村長の要請に基づいて本日から発足をしまして、毎月行う予定にしております。その中身については、前例踏襲、昨年までの資料を見て仕事をするのではなくて、本来必要なものの本質を見極めて仕事をしていくことによって行財政全般についての在り方を正していこうと。ひいては、持続可能な村の行政をつくるために職員が全員一丸となって改革を推し進めていこうというものでございますけれども、その中で一番は仕事のやり方を見直すことをまずはやっていきたいというふうに思っています。

昨年の資料を見て仕事を繰り返していくのではなくて、本来大事なものを課長から職員まで見極めて行っていくという習慣を身につけるといってございまして、それを行うことによって、これは確実に防げるというわけではございませんけれども、まずはそういう反省から、今回のことも含めまして、そういった全体の職員改革に取り組むつもりでおりますので、また一つ途中経過なり、成果については報告をさせていただく機会があろうかと思っておりますけれども、温かく見守っていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計の35ページ、実際には東白川つながるナビ事業というところがありますが、実はこれ歳入の部分とも絡んできますので、歳入につきましては、すみません、歳入の部分はこのページでもいいです。その他の部分の109万1,000円という、これは空き家が、売却収入を見込んでおった分の売却が100万近し行われていなかったということで、残念ながら経費の一般財源の持ち出しが最終的に500万円になっているということが関係している可能性はありますけれども、この事業に関しましては、売れることを前提とはいいいながらも、かかった費用というのは、最終的に売価によってある程度を回収するという前提で費用が支出されているものと思います。ただし、このように年度内に売却できなかったというときに、こういう形で予算上のずれが出てきてしまって、普通、企業会計でしたら、これを負債として次へ持ち越しながら、次の年の売上げによって補完していくということが割と単純にできよる要件だと思います。

今回におきましては、やっぱり整備をってしまった以上、売っていくということを前提になっている事業であろうかと思っておりますので、今回売れなかった分につきまして、全く売れなくてバイバイで終わりなのか、たまたま売れていないだけで、今年度におきまして当然のように売っていく自信がある、予定があるということがあるのかないかを、もし説明をしていただければお願いしたいと思います。

○議長（今井美道君）

地域振興課長 今井信和君。

○地域振興課長（今井信和君）

ただいまの質問にお答えします。

歳出のほうで今回減額をさせていただきましたけれども、こちらにつきましては、基本的には片づけ費用等が減ったことにより、それで精算適用させていただきました。

それで、歳入のほうにつきましては、これ実は一部リンクしてくるところがありますけれども、前年度から寄附の申込みがあった物件を片づけして、そして空き家バンクとして登録して、売却したときに初めて上がっていくということになりますので、年度をまたぐことも当然あるかというような事業になってまいります。

それで、今御質問にありましたとおり、物件につきましては、最近空き家の寄附物件につきましてはあまり件数が伸びていませんので、新年度になりまして、今年度はもう少しアンケート調査を増やししながら、寄附物件が増えましたら、そういったものについて今後片づけを済ませて、空き家バンクに登載して売っていくということになりますけれども、今回、実際には予定をしていた、当初予算で見ていた件数分の寄附物件がそれだけなかったということで御理解いただければと思います。以上になります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美道君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

この事業におきましては、元来売却費用によって、基本的に空き家の片づけの人件費以外の部分は回収するというような組立てでつくられていた事業ですけれども、こうやって年度またぎの問題であるとか、どうしても売却が不十分である部分を考えたところ、今後の予算の立て方の中に全部売ってしまうという予算ではなくて、例えば全体の8割ぐらい売れたら、残りの2割は予定内の事業費として償却していくような説明とともに予算化をされたほうが、今後こういうばたばたしたような予算にならないかと思っておりますので、今後の事業組立てを再度、満額売れる、全部100%売れることを前提の組立てになっていると思っておりますので、ちょっと見直しの必要性が出てきている一つの例ではないかと思っておりますので、ちょっとこれについての御意見だけお伺いできれば。

○議長（今井美道君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

空き家については、寄附物件と、それから個人で売買される物件とございますけれども、個人売買については、売主に対して移住・定住の条件をつけさせてもらうことによって移住・定住を確保する。そのために片づけ部分は村で引受けをしております。ですから、個人売買のものについては、片づけ費用は発生しますが、売却にその分、村が転嫁をして収入をすることはありませぬので、収入は入ってこないものになっています。

ただ、寄附物件については、その分、空き家の片づけ分をしっかりと転嫁をして、その部分だけ売却をしておりますので、寄附物件と個人売買の分の割合によって、今回のように収入の見込みが下

がってしまうということが発生いたしますので、次回からそういったところの内容を分かりやすく説明をさせていただいて、結果の報告につきましても、その部分を分かりやすくさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第2号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第11号）から専第7号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第5号）までの6件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第2号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第11号）から専第7号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第5号）までの6件については、原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩とします。トイレ休憩としますので、時間は区切りません。皆さんおそろいになったら。

午前11時02分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（今井美道君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第30号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第4、議案第30号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

議案第30号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和6年4月30日提出、東白川村長。

次のページの改め文を御覧ください。

東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の202.5を乗じて得た額に、」を「100分の225を乗じて得た額に、」に改める。

新旧対照表のほうを御覧ください。

新旧対照表でございますけれども、右が現行で左が改正案でございます。

右の現行のほうでは、第5条第2項でございますが、「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の202.5を乗じて得た額に、」、この部分を「100分の225を乗じて得た額に、」に改めます。これにより年間100分の450となり、職員や他の町村の議会の議員との率を合わせるものでございます。

率の改定につきましては、2月27日に実施しました報酬審議会でも年100分の450が相当との答申も出されましたので、今回の条例改正となったものです。

改め文にお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第30号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関

する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第5、議案第31号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

議案第31号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第1号）。令和6年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ237万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,737万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年4月30日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算補正と事項別明細書の総括の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いをいたします。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額237万3,000円の追加。普通交付税で収支のバランスを取るためのものでございます。

次に、3. 歳出。

1款1項1目議会費、補正額138万9,000円の追加。議員の期末手当を138万9,000円追加するものでございます。先ほどの条例改正に伴うものでございます。

続きまして、3款1項4目老人福祉費、補正額98万4,000円の追加。これにつきましては、補助金でせせらぎ荘の福祉ヤクルト号の更新補助となっておりますけれども、ヤクルトのほうから社会福祉協議会に現金でヤクルト号の更新用にとということで50万円の寄附をいただいております、村が98万4,000円補助をいたしまして、新たにヤクルト号を更新するものでございます。以上でございます。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいま説明がありました一般会計歳出のヤクルト号の更新なんですけど、これ因果関係というか、順番はどういうことかということ、更新の時期が来て、更新が必要であったと。そこに補助がい

ただけたのか、たまたま補助がいただけたので更新を決定されたのか、この順番だけちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（今井美道君）

保健福祉課長 安江修治君。

○保健福祉課長（安江修治君）

ただいまの質問にお答えします。

更新の時期は来ておりまして、ヤクルトのほうへ、これは申込制になっておりまして、それが通るかどうかわからないという状況の中で手を挙げさせていただいたら、幸い50万円寄附していただくということで通りましたので、これによって注文、村のほうも補助する形を取りたいということです。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第31号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

午前11時14分 休憩

午前11時16分 再開

○副議長（安保泰男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま今井美道君から議長辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

◎議長辞職の件

○副議長（安保泰男君）

追加日程第6として、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、今井美道君の除斥を求めます。

〔議長 今井美道君 退場〕

書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（今井恭兵君）

辞職願。

このたび、東白川村議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いします。令和6年4月30日、東白川村議会議長 今井美道。東白川村議会副議長 安保泰男様。以上です。

○副議長（安保泰男君）

お諮りします。今井美道君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。今井美道君の議長の辞職を許可することに決定しました。

今井美道君の除斥を解除します。

〔5番 今井美道君 入場・着席〕

今井美道君に議長の辞職が許可されたことを報告します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（安保泰男君）

追加日程第7、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は7名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番 安江真治君、3番 安江健二君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。書記が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。これにて投票を終わります。

開票を行います。

安江真治君及び安江健二君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、今井美和君7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。よって、今井美和君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

本席から、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、ここで新議長に御挨拶をいただきます。

○新議長（今井美和君）

ただいまは選挙にて議長に当選させていただきました。東白川村初の女性議長ということで、こんな歴史的な瞬間に立ち会えたことをとてもうれしく思っております。また、議長に推挙していただいた皆様には本当に感謝申し上げます。

何分初めての議長職ということで、至らない点もあると思いますが、皆様に御指導いただきながら頑張って務めていきたいと思っておりますので、これからも御指導と御協力をよろしく願います。

○副議長（安保泰男君）

続きまして、前議長より御挨拶をいただきます。

○5番（今井美道君）

議長の任を終えるに当たり、一言御挨拶させていただきます。

まずは議員の皆様、村長はじめ執行部の皆様、それぞれのお立場で議会運営に御協力いただきましたことに感謝を申し上げます。

昨年、議長就任時に村民の皆様のためになる議会運営、議会改革をと、この場でお話をさせていただきました。私の思う理想はなかなか1年ではなし得るものではありませんでしたが、今後も前議長として、先ほど就任された新議長をお支えしながら、東白川村議会議員として実直に、また真摯に議会活動に努めてまいります。1年間ありがとうございました。

○副議長（安保泰男君）

ここで暫時休憩とします。

午前11時33分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（今井美和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま安保泰男さんから副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定いたしました。

◎副議長辞職の件

○議長（今井美和君）

追加日程第8、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、安保泰男さんの除斥を求めます。

〔副議長 安保泰男君 退場〕

書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（今井恭兵君）

辞職願。

このたび、東白川村議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いいたします。令和6年4月30日、東白川村議会副議長 安保泰男。東白川村議会議長 今井美和様。以上です。

○議長（今井美和君）

お諮りします。安保泰男さんの副議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。安保泰男さんの副議長辞職を許可することに決定いたしました。

安保泰男さんの除斥を解除します。

〔2番 安保泰男君 入場・着席〕

安保泰男さんに副議長の辞職が許可されたことを報告いたします。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行うことに決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（今井美和君）

追加日程第9、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は7名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に2番 安保泰男さん、5番 今井美道さんを指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。書記が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。これにて投票を終わります。

開票を行います。

安保泰男さん及び今井美道さん、開票に立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票数7票、無効投票数ゼロ票です。

有効投票のうち、樋口春市さん7票となりました。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、樋口春市さんが副議長に当選されました。

本席から、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

それでは、ここで新副議長に御挨拶をいただきます。

○新副議長（樋口春市君）

ただいまは、議員の皆様方には私に副議長の座を選出していただきまして本当にありがとうございました。しっかりと議長を支え、これまでのようにスムーズな議会運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様の御協力よろしくをお願いいたします。

また、村長さんをはじめ職員幹部の皆様方におかれましては、これまでのように様々な面において御指導、御協力をいただきますようによろしくをお願いをいたします。

副議長就任に当たっての挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井美和君）

ただいまの正・副議長の私約交代に伴い、慣例によりまして常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第10として、常任委員会委員の選任を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第10として議題にすることを決定いたしました。

◎常任委員会委員の選任の件

○議長（今井美和君）

追加日程第10、常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

当議会は、総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の2つの委員会となっており、全議員が総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員となります。

お諮りします。総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員は、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、1番 安江真治議員から7番 樋口春市議員までの全員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に議員控室にて各常任委員会を開き、東白川村議会委員会条例第8条第2項の規定により、正・副委員長の互選を行ってください。互選に当たっては、議会運営委員会を考慮に入れてください。

午前11時48分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（今井美和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員会の正・副委員長並びに産業建設常任委員会の正・副委員長の互選結果を書記より報告させます。

○議会事務局書記（今井恭兵君）

総務常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果並びに産業建設常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果を報告します。

総務常任委員長に安保泰男議員、総務常任副委員長に今井美道議員、産業建設常任委員長に安江健二議員、産業建設常任副委員長に安江真治議員。

以上で報告を終わります。

○議長（今井美和君）

以上のとおり総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の正・副委員長が決定しましたので、報告いたします。

お諮りします。常任委員会の再編成に伴い、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第11として議会運営委員会委員の選任を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任の件

○議長（今井美和君）

追加日程第11、議会運営委員会委員の選任の件を議題といたします。

議会運営委員には、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、2番 安保泰男議員、3番 安江健二議員、7番 樋口春市議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、安保泰男さん、安江健二さん、樋口春市さんの3名を議会運営委員会委員に選

任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に議員控室において議会運営委員会を開催し、正・副委員長の互選を行っていただきます。
なお、議長は地方自治法第105条の規定に基づき委員会に出席します。

午前11時51分 休憩

午前11時52分 再開

○議長（今井美和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

正・副委員長の互選結果を書記に報告させます。

○議会事務局書記（今井恭兵君）

議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選結果を報告いたします。

議会運営委員長に安江健二議員、同副委員長に安保泰男議員。

以上で報告を終わります。

○議長（今井美和君）

以上のとおり議会運営委員会の正・副委員長が決定しました。

ここで暫時休憩とします。

午前11時53分 休憩

午前11時55分 再開

○議長（今井美和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

追加日程第12、同意第7号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、桂川一喜さんの除斥を求めます。

[6番 桂川一喜君 退場]

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

同意第7号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和6年4月30日提出、東白川村長。

記、氏名、桂川一喜。生年月日、昭和37年12月5日生まれ。住所、東白川村越原965番地2の2。
推薦理由を申し上げます。

監査委員の辞職により、議会代表の監査委員に新たに桂川一喜氏を選任するものであります。選任について、議会でも協議をいただいた上での同意を求めることとございますので、御審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第7号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第7号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

桂川一喜さんの除斥を解除します。

〔6番 桂川一喜君 入場・着席〕

桂川一喜さんに、東白川村監査委員の選任につき議会が同意したことを告知します。

字句及び数字等の整理についてお諮りします。本臨時会における議決事項において、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（今井美和君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第2回東白川村議会臨時会を閉会します。

午後0時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

新 議 長

副 議 長
署 名 議 員

署 名 議 員